

# 阿南工業高等専門学校放射線障害防止規則

(平成26年4月1日)

(規則第5号)

(目的)

第1条 この規則は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「障害防止法」という。）、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離規則」という。）及び阿南工業高等専門学校安全衛生委員会規則に基づき、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教職員及び学生における放射線障害の発生を防止し、安全を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規則において「放射性同位元素」、「放射線発生装置」、「管理区域」その他の用語の定義は、特に定めるもののほかは障害防止法の定めるところによる。

(規則等の遵守)

第3条 校外の管理区域等において、放射性同位元素等または放射線発生装置の取扱等業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）は、本規定の定めるところ及び当該施設の放射線障害防止規程等の定めるところに従い、放射線障害の防止に努めなければならない。

(放射線障害予防専門部会)

第4条 本校における放射線の安全管理と放射線障害の防止に関する次の事項の審議は、安全衛生委員会の放射線障害予防専門部会（以下「専門部会」という。）において行う。

- (1) 本規則その他重要な運営基準の制定及び改廃に関すること。
- (2) 非常事態の対策に関すること。
- (3) その他、保安管理の総括に関すること。

(総括及び統括)

第5条 校長は、本校の放射線障害の防止に関する業務を総括する。

- 2 校長は、前項の職務を遂行するに当たっては、次条の規定により置かれる放射線取扱主任者の意見を尊重しなければならない。
- 3 本校における放射線障害防止にかかる安全管理は、安全衛生委員会規則第4条に定める安全管理者が統括する。
- 4 本校における放射線障害防止にかかる健康管理は、安全衛生委員会規則第4条に定める衛生管理者のうちから校長が指名した者が統括する。
- 5 放射線障害防止に関する管理組織は、図1のとおりとする。

(放射線取扱主任者)

第6条 校長は、本校の放射線障害防止について総括的な監督を行わせるため、障害防止法に規定する「エックス線作業主任者免許、第1種放射線取扱主任者免状または第2種放射線取扱主任者免状」を有する教員のうちから放射線取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）を選任しなければならない。

第7条 取扱主任者は、放射線障害の防止について必要な指導監督を行うため、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本規則の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害の発生防止に関すること
- (3) 事故または危険がある場合の対策及び措置に関すること
- (4) その他放射線障害の防止に関すること

第8条 本校において、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度がその種類ごとに原子力規制委員会が定める数量（以下「下限数量」という。）及び濃度を超えるものを、保管したり、使用したりしてはならない。

第9条 本校において、①外部放射線による線量が1.3 mSv/3か月間を超え、②空気中の放射性同位元素の3か月間についての平均濃度が空気中濃度限度の1/10以上、又は③放射性同位元素によって汚染される物の表面密度が表面密限度の1/10以上のおそれのある場所（以下「管理区域」という。）を設けてはならない。

第10条 本校の境界は図2のとおりとする。

（業務従事者及びその登録）

第11条 校外の管理区域等において、業務従事者となることができる者の範囲は、本校教職員、満18歳以上の学生及び校長が特に許可した者とする。

- 2 校外の管理区域等において、放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱を希望する者は、所属する組織のコース等主任を通じ安全管理者に登録を申請し、その許可を得なければならない。
- 3 前項の申請にあたっては、申請者についての過去の被ばく歴及び教育訓練に関する報告書等必要書類を提出するものとする。
- 4 登録の有効期限は最大1年間とし、年度をまたがることはできないものとする。

（管理組織の協力）

第12条 安全管理者は、この規則に基づき校長に報告し又は承認を求めようとするときは、取扱主任者の同意を得なければならない。

（取扱主任者の定期講習）

第13条 校長は、取扱主任者に選任後1年以内、その後は3年以内の期間ごとに、文部科学大臣の登録を受けた登録定期講習機関が行う次の各号の放射線取扱主任者の資質の向上を図るための定期講習を受けさせなければならない。

- (1) 障害防止法に関する課目 (1時間)
- (2) 放射性同位元素の取扱いに関する課目 (1時間)
- (3) 使用施設等の安全管理に関する課目 (1時間)
- (4) 放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置の取扱いの事故の事例に関する課目 (1時間)

第14条 安全管理者は、業務従事者に対し、次に定めるところにより放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を実施させなければならない。

- 2 前項の規定による教育及び訓練の実施時期は次の各号の定めるところによる。
  - (1) 業務従事者として登録する前
  - (2) 放射性同位元素等または放射線発生装置の取扱い業務を開始する前
  - (3) 取扱い業務を開始した後には1年を超えない期間ごと

3 前項の規定による教育及び訓練は、前項第1号並びに前項第2号については次に掲げる項目及び時間数を又前項第3号については次に掲げる項目について実施すること。

- (1) 放射線の人体に与える影響 (30分以上)
- (2) 放射性同位元素又は放射線発生装置の安全取扱い (4時間以上)
- (3) 放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令 (1時間以上)
- (4) 放射線障害予防規程 (30分以上)

4 前項の規定にかかわらず、教育及び訓練に関する項目又は事項に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目又は事項についての教育及び訓練の一部を省略することができる。

5 前項の教育及び訓練を省略することができる者とは、第1種及び第2種(一般)放射性同位元素取扱主任者免状を有する者とする。

6 教育及び訓練に関する記帳は、前各項の全ての者について行い、教育及び訓練を省略する者については、その理由を記帳する。

7 安全管理者は、教育計画及び実施結果を文書で取扱主任者に提出する。

(労働安全衛生法に基づく健康診断等)

第15条 健康管理者は、労働安全衛生法に基づき、業務従事者に対し、就業前及び定期的健康診断を受けさせなければならない。

(障害防止法に基づく健康診断の結果の通知及び措置)

第16条 衛生管理者は、次の各号に該当するときには、その当該者に健康診断を受けさせなければならない。

(1) 被ばく線量が実効線量限度を超え、又は超えるおそれのある者があったとき。ただし、実効線量限度は、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成12年10月23日科学技術庁告示第5号)第5条の規定によるものとする。

(2) その他、医師、放射線管理担当者又は取扱主任者が特に必要と認めるとき

2 衛生管理者は、前項に基づく健康診断を実施したときは、その記録を台帳に記録し、その写しを本人に交付しなければならない。

3 衛生管理者は、前条及び前第1項の健康診断の結果、放射線障害のおそれがあると認められたときは、実験室安全管理者及び放射線管理担当者に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた場合、安全管理者は、当該者の作業内容の制限、保健指導その他必要な措置を講じ、それらを取扱主任者及び校長に報告しなければならない。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第17条 使用の場所に立ち入った者は、放射線障害を受けた場合又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく安全管理者に報告しなければならない。この場合において、安全管理者は、当該申告者に対し医師による診断、必要な場合には保健指導等の適切な措置を講ずるとともに、その旨を取扱主任者及び校長に文書で報告しなければならない。

2 校長は、業務従事者が放射線障害を受けた場合又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、取扱いの時間の短縮、取扱いの禁止、放射線に被ばくのおそれのない業務への配置転換等の措置を講じ、必要な保健指導を行わなければならない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

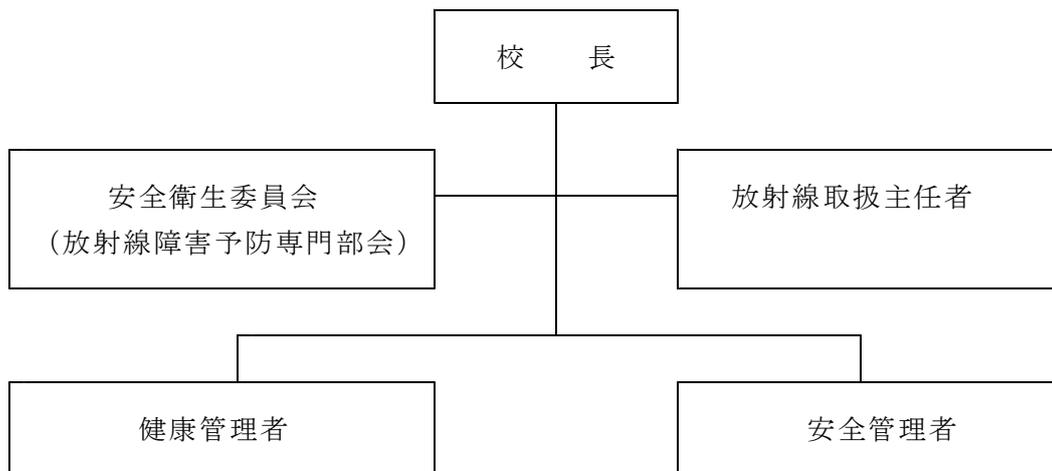


図1 阿南工業高等専門学校放射線安全管理組織図